

副本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 木伏研一 外123名

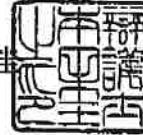
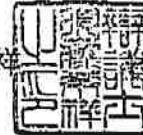
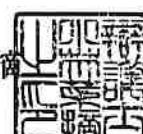
被 告 仙台パワーステーション株式会社

準備書面(9)

令和2年4月8日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	荒 井 紀	
同	本 田	
同	須 藤 希	
同	小 林 菜 摘	

目 次

第1 はじめに	4
第2 仙台P Sからの排出物質により健康被害が生じる旨の主張について	4
1 はじめに	4
2 原告らの身体的人格権ないし平穏生活権が侵害されているとはいえないこと	6
(1) 排出基準及び公害防止協定の基準値を遵守していること	6
(2) 環境基準との関係	8
(3) 平穏生活権侵害がないこと	10
3 原告ら本人の陳述書及びその尋問の結果は健康被害の存在を基礎付けるものではないこと	11
(1) 須田氏の陳述書及び本人尋問の結果について	12
(2) 村田氏の陳述書及び本人尋問の結果について	15
(3) 水戸部氏の陳述書及び本人尋問の結果について	16
4 甲A 3 0 の書証としての信頼性に著しい問題があること	18
(1) 甲A 3 0 は信頼性の確保についての制度的担保が欠けた資料であること	18
(2) 甲A 3 0 の作成経緯に照らしても客観的な信頼性は認められないこと	19
(3) シミュレーション結果に依拠することには問題があること	20
(4) 早期死亡者数の算定方法が適切でないこと等	21
5 原告らの実施したアンケート調査は信頼できないものであること	21
(1) アンケート調査に関する本質的な問題点	22

(2) 甲A 4 1ないし甲A 4 3及び原告ら第1 4準備書面における調査結果の分析手法の問題点	25
6 受忍限度に関する原告らのその他の主張が失当であること	28
(1) 法令違反の有無（原告らが挙げる判断要素の⑥）	29
(2) 我が国のエネルギー政策における位置づけ（原告らが挙げる判断要素の②、④）	30
(3) 環境に対する配慮（原告らが挙げる判断要素の③、⑤）	31
(4) 住民への説明（原告らが挙げる判断要素の⑥）	34
(5) その他の事情（原告らが挙げる判断要素の⑦）	37
7 小括	38
第3 仙台P SからのCO ₂ の排出のもたらす気候変動が原告らの人格権を侵害するという主張について	38
第4 仙台P Sによる蒲生干潟等周辺環境への悪影響に関する原告らの主張について	40
第5 結語	42

本準備書面において、被告は、第12回口頭弁論期日（令和2年2月5日）及び第13回口頭弁論期日（同月17日）において実施された本人尋問の結果、並びに、その後に新たに提出された2020年2月28日付け原告ら第14準備書面（以下「原告ら第14準備書面」という。）及び甲A41から甲A43も踏まえた上で、以下のとおり、従前の被告の主張を総括する。

なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

第1 はじめに

原告らは、被告の操業する仙台P.S.の運転の差止めを請求しており、その根拠として、大きく分けて、①仙台P.S.からの排出物質により原告らに健康被害が生じ（身体的人格権侵害）、又は原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる環境下で生活をせざるを得なくなり、原告らの被る不利益が受忍限度を超えて仙台P.S.の稼働が違法性を帯びること（平穏生活権侵害）、②仙台P.S.から排出される温室効果ガスがもたらす気候変動により原告らの人格権が侵害されること、及び、③仙台P.S.の稼働により蒲生干潟が汚染されることにより原告らの環境権が侵害されることの3点を主張する。

しかしながら、以下の第2ないし第4においてそれぞれ述べるとおり、原告らの主張はいずれも根拠を欠いており、又はそれ自体失当であって、原告らが仙台P.S.の運転の差止めを求めることができる理由が何ら存在しないことは明らかである。

第2 仙台P.S.からの排出物質により健康被害が生じる旨の主張について

1 はじめに

原告らは、仙台P.S.からの排出物質により身体的人格権又は平穏生活権への侵

害が生ずる旨の主張を行う。このうち、平穏生活権侵害に関しては、原告らが、その内容について、「単なる不快感・不安感等の精神的苦痛を超えて、原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる環境下で生活せざるを得なくなることを強制される」というものであると主張するところ（原告ら第2準備書面3頁。原告ら第10準備書面1頁等にも同旨。）、かかる主張は身体的人格権侵害に関する主張と重なり合う関係にある（すなわち、平穏生活権侵害が認められない場合には身体的人格権侵害も認められない）と解されるため、以下においては、平穏生活権への侵害が成り立たないを中心論じることとする。

なお、我が国においては長年に亘り環境法制が整備されてきているところ、被告が事業を行う上で関連する規制（大気汚染防止法上の排出基準等）を遵守しているという点については、当事者間に特段の争いはない。また、これとは別に、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法16条1項）として政府が定めた行政上の努力目標である環境基準があるところ、本件においては、原告らが健康被害の要因として主張するPM2.5や窒素酸化物（NO_x）について、仙台PSの周辺地域での測定値がこれを超過していないことについて特段の争いはない。このような中で、敢えて原告らによる差止請求を認めるのであれば、それは、排出基準や環境基準が設定された趣旨を無視してそれとは全く異なる独自の価値観に従うものといわざるを得ない。換言すると、原告らの請求は、現行の環境規制よりも高度な規制が課されたに等しい結果を求めるものにはかならず、法体系の整合性を無視した判断を裁判所に対して求めるものにはかならない。

また、本件において、原告らは、「原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる」旨の主張について、何ら具体的な立証をなし得ていない。すなわち、「原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる」とする論拠として原告らが挙げる証拠は、結局のところは、①内山専門委員により数々の瑕疵が指摘された外国語文献の訳文について、原告らが自らの考えに基づきその内容を訂正していったた

めに証文ですらなくなってしまった「論文」(甲A 3 0)、②原告らが自ら内部的に行ったアンケート調査の結果について、被告により数々の方法論上の瑕疵を指摘されて改訂を重ねた「分析」(原告ら第14準備書面及び甲A 4 1～4 3)及び③原告本人尋問の結果及び陳述書(甲A 3 8～4 0)の3点である。すなわち、原告らが挙げる証拠は、結局のところは、原告ら自身が行う陳述や客観的な裏付けのない仮説の呈示という範囲を超えないものであり、かつ、極めて杜撰な方法により作成されたものばかりである。これらが、およそ差止請求を行うにあたっての拠り所となるべき客観的な証拠価値を認め得るようなものでないことは明らかである。

2 原告らの身体的人格権ないし平穏生活権が侵害されているとはいえないこと

(1) 排出基準及び公害防止協定の基準値を遵守していること

ア 被告準備書面(2)5～6頁及び同準備書面(3)10頁において主張したとおり、被告は、周辺の地方公共団体との間で公害防止協定を締結しており(乙7)、仙台PSからの排出物質について所定の基準の遵守を求められている。また、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、ばいじん及び水銀については、大気汚染防止法に排出基準が定められている。そして、仙台PSのばい煙処理設備出口における測定結果は、これらの基準を下回るものとなっている(乙8、乙17及び被告代表者尋問調書別紙速記録9～10頁¹)。

また、被告は、上記公害防止協定に基づき、所定の排出物質について行った環境負荷測定の結果について、仙台PSのホームページにおいて毎月公表

¹ 以下において、尋問調書の頁数を特定する記載は、いずれも、尋問調書の別紙速記録の頁数を示すものとする。

している（乙8）。そこで、この関係で、原告らが関連情報に適切な形で接して評価している限りは、情報不足から無用な不安に駆られるといった事情も生じ得ない。

イ 大気汚染防止法において確立した排出基準が存する以上、被告のような事業者としてはこれを基準にして対応するのは当然のことであり、少なくとも、原則的には、このように環境規制を遵守する形で行われている事業を差止めの対象とすることを法は予定していないはずである。換言すれば、国民の健康の保護とその生活環境の保全を主要な目的の一つとする大気汚染防止法（同法1条参照）において定められた排出基準を遵守しているにもかかわらず、「原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる」として差止めの対象とすべき場合があるとすれば、それは、排出基準を信頼すべきでない特段の事由が存する場合に限定されるというべきであろう。そして、仮にそのような場合があるとすれば、具体的に想定されるのは、周辺環境によほどの特殊性のある場合か、排出基準自体に重大な問題が内在していることが明らかとなっている場合のみである。

この点について、被告は、一般的な大気汚染防止法上の排出基準の遵守に加えて、さらに周辺環境に応じた対応として、周辺の地方公共団体との間で公害防止協定を締結し、これを遵守している。また、一般的に、大気汚染防止法上の排出基準について、規制としての適切さを欠くような重大な問題があるなどといった指摘はなされていないし、本件訴訟において原告らがそのような主張をしているわけでもない。

ウ 以上に述べたところからすれば、被告が排出基準及び公害防止協定の基準値を遵守しているという事実は、「原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる」といった状況が存しないことを強く推認させるものというべきであ

る。また、この点に関して、被告は自らの測定値を公表しているため、原告らが無用な不安感を持つことのないよう措置がなされているというべきである。

(2) 環境基準との関係

ア 本件訴訟において、原告らは、仙台PSによる大気汚染物質のうち、PM2.5と窒素酸化物(NO_x)の影響により早期死亡者数及び低出生体重児数が増加する旨を殊更に主張してきた(甲A30)。しかるに、これらの大気汚染物質については、原告ら自身が、環境基準を超える値が測定されなかつた旨を主張している(訴状12頁及び14頁)。

上記のとおり、環境基準とは、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(環境基本法16条1項)として、政府が定めた行政上の努力目標である。そして、大気等の測定は宮城県や仙台市といった行政機関によって行われており、その結果は公表されているため(乙9及び乙10参照)、誰しもが入手可能な情報となっている。すなわち、原告らにおいても容易にアクセス可能な情報により、PM2.5と窒素酸化物(NO_x)について、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を超過していないとの確認を行うことができる状況にある。実際に、原告ら自身が甲A40において宮城県保健環境センター大気環境部のウェブサイトを引用しているところ(甲A40・37頁)、同ウェブサイトにおいて、宮城県の各測定局における各物質の測定結果の速報値を隨時確認することが可能である。

このように、原告らの居住地域において、PM2.5と窒素酸化物(NO_x)に関して、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を下回っていることからすれば、「原告らの身体・生命

に対する直接の危険」を基礎付けるような事情が存しないものと考えざるを得ない。

イ しかし、それにもかかわらず、原告らは、甲A30等に依拠して、あくまでも仙台PSの稼働により「原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる」旨の主張を行うのである。

一般的にいって、科学的知見には様々なものがあり、その信頼性も区々である。このような中で、訴訟においては、信頼に足るような確立した科学的知見に依拠する必要があることはいうまでもない。一方、様々な科学的知見がある中で、まさに我が國の第一線の学識経験者の知見を結集して、国が「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準を設定しているのは厳然たる事実である（被告準備書面（3）4～7頁参照）。そこで、まず、証拠評価の問題として、環境基準が設定された経緯を軽々に無視するわけにいかないのは当然のことである。

また、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」という場合の「直接の危険」という抽象的概念について、その意味内容を具体的に解釈する場面において、法体系全体の整合性に意を払うべきは当然のことである。しかるに、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」としての環境基準が達成されているにもかかわらず、「原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる」というのはもはや背理であって、法はそのような事態を予定していないとみるのが常識に適う。すなわち、法が、国民の「身体・生命に対する直接の危険」が存するような環境を「維持されることが望ましい」などと評価するはずもない。そこで、甲A30において殊更に問題視されているPM2.5と窒素酸化物（NO_x）について、その測定値が環境基準値を超過していないという事実は、平穳生活権の侵害など存し得ないことを強く推認させる事実として扱われるべきである。

(3) 平穏生活権侵害がないこと

以上に照らすと、本件において「原告らの身体・生命に対する直接の危険」なるものが存せず、平穏生活権への侵害が認められないことは明らかである。そして、原告らがその主張の根拠として挙げる証拠は、後述するとおり、いずれについても、上記のような状況にあってもなお平穏生活権侵害を認めるべきとの結論を導くような特段の事由の存在を示すものとは評価し得ない。それにもかかわらず、本件において「原告らの身体・生命に対する直接の危険」の存在を認めるとすれば、それは、現行の環境法制の考え方を無視して、それとは全く異なる独自の価値観や判断基準に従うものというほかない。

そして、上記のとおり、仙台P Sにおけるばい煙処理設備出口における硫黄酸化物 ($S O_x$)、窒素酸化物 ($N O_x$) 及びばいじんの測定結果は被告により毎月公表されており、かつ、原告らの居住地域における大気汚染物質の測定結果は行政機関により公表されている。また、これについて、「現状では科学的に、それから制度的に見れば、基本的には他の事業者に比しても、大気を汚すような形での操業は行われていないと認識しております。」との宮城県議会での答弁があり（乙11）、かつ、仙台市のウェブサイトに「仙台港周辺環境調査の結果を更新しました。PM2.5や水銀等の数値は環境基準を下回っていました。石炭火力発電所の稼働前と比較しても通常の変動の範囲内で推移しております。」との記載（乙10の13）があることに照らすと、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」なるものが存しないばかりか「単なる不快感、不安感等の精神的苦痛」を持つような状況にすらないことが明らかにされているというほかない。そして、本件訴訟において、内山専門委員も同旨の指摘をされている（甲A37・4～5頁）。

このように、仙台P Sの稼働により「原告らの身体・生命に対する直接の危

陥」が生じるということにならないのみならず、この問題に関心を持つ者が公開情報に接する場合、「単なる不快感、不安感等の精神的苦痛」を被ることにもならないはずである。

この点に関して、原告の水戸部秀利氏（以下「水戸部氏」という。）の陳述書には、本件訴訟の原告となった「最大の理由は、仙台P Sの企業倫理欠落への怒り」とあり（甲A 4 0・3頁）、本人尋問においても同旨の供述が見受けられる（水戸部氏本人尋問調書28頁）。また、別の原告である須田富士子氏（以下「須田氏」という。）の陳述書においては、他にも煙の発生源が見えるにもかかわらず仙台P Sの煙突についてのみ景観を害されると殊更に問題視したり、あるいは、臭気の発生源は多数あるにもかかわらず根拠もなく殊更に仙台P Sから臭気が発生しているかのように述べたりしており（甲A 3 8）、本人尋問においても同旨の供述が見られる（須田氏本人尋問調書1～4頁及び7～8頁）。原告らのこれらの供述を見ると、周囲に大気汚染物質の排出源が相当数ある中で敢えて被告のみをターゲットとして差止請求を行おうとする原告らの姿勢は、結局は、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」なるものの排除とは全く異なる動機（いわば被告に対する一種の嫌悪感）に支えられているもののように見える。しかし、この種の嫌悪感をもって平穏生活権侵害の存在を基礎付けることなど到底できることはいうまでもない。

3 原告ら本人の陳述書及びその尋問の結果は健康被害の存在を基礎付けるものではないこと

原告らは、須田氏及び村田ちひろ氏（以下「村田氏」という。）の陳述書（甲A 3 8 及び甲A 3 9）及びその本人尋問をもって、仙台P Sの稼働により両氏の健康が害された旨の立証を行おうとしたものと思われる。一方、水戸部氏の陳述書（甲A 4 0）及びその本人尋問の結果については、水戸部氏が自ら何らかの健康

被審を受けている旨を陳述するものではなく、主として原告らが二酸化窒素（NO₂）や二酸化硫黄（SO₂）の関係で行ったデータ分析の正当化を図るものである。

しかるに、以下に述べるとおり、須田氏の供述には変遷が見られるとともに不自然な供述も含まれていること、他の書証との整合性を欠いていること等から全体として信用性が低く、また、村田氏の供述については体調の不良が單なる風邪等の症状によるものであることを窺わせるものである。そこで、これらの供述は、原告らの主張を支えるものとは到底いえない。また、水戸部氏の供述は、何ら原告らが行うデータ分析の正当性を裏付けるものではない。

（1）須田氏の陳述書及び本人尋問の結果について

ア まず、須田氏は、その陳述書において、仙台PSの運転開始後に煤が増加したとし、自宅の窓は午前中に拭き掃除をしても夕方にはすでに汚れており、自宅の床は1日2回拭いても追いつかないほどに新たな汚れがついていく旨を述べ（甲A38・2～3頁）、かつ、原告本人尋問においても同趣旨の供述を行っている（須田氏本人尋問調書6頁及び9頁）。

その一方で、実際には、須田氏は洗濯物をベランダに干していることが明らかとなっており（この点については、主尋問と反対尋問の間に変遷が見られる²）、また、須田氏は、洗濯物をベランダに干していても汚れは「そこまでは見えていない」とし、かつ、取り込む際に叩く限りは特段の問題が生じていない旨を供述している（同10頁）。しかし、仮に須田氏の供述するとお

² 須田氏は、陳述書においては、洗濯物を叩いて取り込むと記載し（甲A38・3頁）、ベランダに干していることを前提としていたが、主尋問においては、洗濯物を室内に干しているかのような供述をした（須田氏本人尋問調書5頁）。しかしながら、その後、反対尋問において被告代理人に質問されるや、やはりベランダに干している旨を明らかにしており（同10頁）、供述内容に変遷が見られる。

り、午前中に拭いた窓が数時間後の夕方には汚れていたり、室内の床でさえ1日2回拭いても追いつかない程度の汚れが降り積もったりするような状況なのであれば、濡れた洗濯物をベランダに干せるような状況ではないことは明らかである。また、濡れた洗濯物にそれほどの量の煤がつく場合、洗濯物の汚れははっきり見ることができるはずであり、乾いてから強く叩けば問題が解消するとも考えがたい。それにもかかわらず、須田氏は洗濯物をベランダに干しており、近所にも同様に洗濯物をベランダに干している住民がいるというのであるから（須田氏本人尋問調書10頁）、煤による汚れに関する須田氏の供述は相当な誇張を含むものと考えざるを得ない。

イ また、須田氏は、その陳述書において、仙台PSの運転開始以降、石炭が燃焼することにより発生する臭気が気になるようになったと述べ（甲A38・2頁）、本人尋問においても、他の臭いが気になったことはないが仙台PSの石炭の臭いは気になると供述している（須田氏本人尋問調書3頁及び9頁）。

しかしながら、そもそも、須田氏が石炭の燃焼による臭気のみを嗅ぎ分けることができる特殊な能力を持っているのかという点には大いなる疑問がある³。また、須田氏の居住地域の近傍には交通量の多い国道や高速道路があり、かつ、新仙台火力発電所やJXTGエネルギー仙台製油所もあり（須田氏本人尋問調書7～8頁）、さらには、大きな燃焼設備を持つという意味においては宮城東部衛生処理センター、仙台市南蒲生浄化センターなどもあるところ、

³ なお、この点について、水戸部氏は、二酸化硫黄の発生に臭気の原因を求めているが（甲A40・9頁）、二酸化硫黄は石油の燃焼によっても発生するものであり、石炭を燃焼した場合にだけ発生するものではないし、須田氏の居住地域の近傍には他にも二酸化硫黄の発生源となり得る施設は複数存在する。また、水戸部氏自身、仙台PSの周辺地域の二酸化硫黄の測定値は異臭を生じさせるほどのものでない（原告らが塩釜測定局においてスパイク状に増加したとするSO₂の更に10倍くらいの濃度にならなければ、異臭としては感じられない）ことを認めている（水戸部氏本人尋問調書40頁）。

それらを全て差し置いて、仙台P Sをもって自らが検知した臭気の発生源であると決めつける根拠など何もないことを指摘せざるを得ない。臭気の点については、原告らがこれまで何らかの訴訟上の主張を行ってきたわけではないため、被告もこれまで特段の反論を行ってきたわけではないが、いずれにしても、仙台P Sを発生源とする臭気の問題なるものは特段存しない。

ウ さらに、須田氏は、その陳述書において、仙台P Sの運転開始後にそれまで全くなかった痰の症状が出るようになったと述べ（甲A 38・3頁）、原告本人尋問においても、これと同旨の供述をしている（須田氏本人尋問調書11頁）。

しかし、この供述は信用性を欠いているというほかない。そもそも、須田氏の愁訴については、これを支える客観的な証拠は一切存在しない。また、上記のとおり、須田氏の供述には誇張等が含まれる余地を排除することができないことからすれば、その供述内容に無批判に依拠することができないことはいうまでもない。

さらに、仮にその点を措くとしても、須田氏の供述については、他の書証との整合性を欠いているという疑いを禁じ得ない。すなわち、須田氏は、原告らが行ったアンケート調査（本件調査）にも回答した旨を供述しているため（須田氏本人尋問調書12頁）、その回答をまとめた甲A 25には須田氏の回答も含まれている。そして、甲A 25の回答者のうち「住所」（多賀城市）及び「普段生活している部屋の階数」（7階）が須田氏と一致するのは72番（ID：127021）の回答者のみである。そして、同回答者の回答内容を見ると、「指定の期間に普段たんが出たか？」という質問に対して、2016年7～9月及び2018年7～9月のいずれの時期についても、「2（いいえ）」と回答しているのである。この回答内容に照らせば、仙台P Sの運転開始後に痰の症状が出るようになったという須田氏の供述には、重大な疑問が

あるといわざるを得ない。

また、須田氏は、原告本人尋問において、仙台P Sの運転開始後に鼻水が出るようになった旨を供述しているところ（須田氏本人尋問調書11頁）、本件調査において、上記72番（ID：127021）の回答者は、2016年7～9月及び2018年7～8月のいずれの時期についても、「この3ヶ月間、風邪をひいていないのに鼻水が続けて出たか？」及び「この3ヶ月間に風邪をひいていないのに眼が充血したりかゆかったりしたか？」という質問に対しても「1（はい）」と回答しており、鼻水が出るという症状は、仙台P Sの運転開始前から生じていたことが窺われる。

以上に述べたとおり、須田氏の陳述書（甲A38）及び本人尋問における供述には、他の書証との矛盾や変遷、不自然な点等が数多く見られるため、その内容を信用することはできない。したがって、これらの証拠によって、仙台P Sの運転開始後にその影響によって須田氏の健康が害されたことは何ら裏付けられるものではない。

（2）村田氏の陳述書及び本人尋問の結果について

次に、村田氏に関しては、その陳述書（甲A39）及び本人尋問の結果の内容が示すのは、2018年と2019年のそれぞれ秋から冬にかけて、風邪のような症状に襲われたが対症的な市販薬を服用することによりそれが治ったということに尽きる。

そもそも仙台P Sに由来する健康被害として如何なるものを原告らが想定しているのかという点も判然としないところではあるが、いずれにしても、村田氏の愁訴は単なる風邪だったのではないかと考えるのが常識に適う。すなわち、村田氏の陳述書（甲A39）及び本人尋問の結果に示された愁訴を見る限り、対症療法用の市販薬の服用で治まるような一時的な体調の不良というものに過

ぎず、呼吸器に何らかの慢性的な疾患を抱えているものと考えるのは困難である。しかも、罹患する時期も秋から冬にかけてであるから、風邪を引いても不思議のない季節である。そして、村田氏自身も「これらの症状が出た時に、ただちに仙台P S の稼働と結びつけて考えたわけではありません」、「今までのアレルギー症状とは症状の出方が違っていると言わされました。」などと述べているところ（甲 A 3 9）、正にアレルギーでないのであれば、風邪と考えるのが自然な症状というほかない。

したがって、村田氏の陳述書（甲 A 3 9）及び本人尋問における供述をもって、仙台P S の運転により同氏の健康が害されたことが裏付けられるものではない。

（3）水戸部氏の陳述書及び本人尋問の結果について

ア さらに、水戸部氏の本人尋問の結果のうち、医師として一定の専門的知見を述べる部分については、かかる知見の合理性について被告として疑問を持たざるを得ない。そもそも水戸部氏は、鑑定人の如く、学識経験に基づき知見を述べる立場において本人尋問における供述を行ったわけではないため（この点は、原告らの2019年11月28日付け証拠申出書に記載の立証趣旨及び尋問事項からも明らかである。）、水戸部氏の供述内容を根拠として一定の専門的知見の存在を認定すべき状況にはない。ただし、以下においては、念のために、水戸部氏の本人尋問における供述及び水戸部氏の陳述書（甲 A 4 0）の内容のうち、二酸化窒素（NO₂）や二酸化硫黄（SO₂）の関係で原告らが行うデータ分析が誤導的な手法によるものであるとの被告の指摘（被告準備書面（6）8～12頁）に対して、水戸部氏が、その陳述書（甲 A 4 0）及び本人尋問において試みる正当化の議論が誤りであることを指摘することとする。

イ まず、水戸部氏は、上記のような分析を行う場合には、全般的に行うのではなく、一定の仮説を設けてから行う旨を述べている（水戸部氏本人尋問調書10頁）。しかるに、水戸部氏の陳述書（甲A40）においては、原告ら第11準備書面7～8頁と同様、全体のうちのごく一部のデータを取り出して、かかるデータが示す傾向から一定の事実が導かれるとの議論がなされているところ（詳細は、被告準備書面（6）8～12頁参照）、なぜ、一部のデータのみを取り出して議論をするのが許されるのかという点についての説得的な論証が一切なされていない。水戸部氏の言い分は、仙台PSから排出される二酸化窒素（NO₂）の影響があるかのように見えるのに都合の良い時期が春から夏であると述べるのを本質とするものであり、これにより他の季節における影響を分析の対象から排除することとする理由が明らかではない。また、仮に水戸部氏自身の方法論によるとしても、春から夏のうち7月及び8月の測定値のみを比較すれば良いということにはならないはずである。そして、7月及び8月以外の測定値を実際に参照する限り（被告準備書面（6）10頁参照）、7月及び8月の測定値のみを比較するという方法論は、やはり恣意的であるとの批判を免れない。

また、水戸部氏によれば、中野測定局においては仙台PSから排出される二酸化窒素（NO₂）の影響は、基本的には夏季に出るということになる（水戸部氏本人尋問調書38～39頁）。しかし、上記のとおり、このことは、村田氏が一定の症状の発症を訴えているのが秋から冬にかけてであることと整合していない。また、仮に水戸部氏の仮説が正しいとすると、夏季にしか有意な暴露をしない排出物質による影響は自ずと限定的なものとなるはずであり、原告らの主張全体との整合性にも疑問が生じる。

ウ そして、水戸部氏は、二酸化硫黄（SO₂）の発生源となる事業所が仙塩

地区において仙台PSしか存しないと述べ（甲A 40・9頁）、海風が強く吹く際に二酸化硫黄（SO₂）の濃度がスパイク状に上昇して異臭の原因となっているのではないかとの仮説を述べる（甲A 40・9～10頁）。しかし、二酸化硫黄（SO₂）は石油の燃焼や船舶からのばい煙によっても発生するところ、仙台PSの近傍において二酸化硫黄（SO₂）の発生源となる施設は複数存在し、仙台港において多数の船舶も行き来している。また、須田氏は「風がない穏やかな日の朝など、日差しが出たころに窓を開けると、ウワっと強い石炭臭が気になる」（甲A 38・2頁）と述べているところ、これは、海風が強く吹く際に異臭が運ばれるはずであるという水戸部氏が述べる仮説と整合していない。

エ このように、水戸部氏が述べるデータ分析の内容は、そもそもその出発点における前提の仮説の正当性の論証を怠っている上に、他の原告らの供述と矛盾するのである。

4 甲A 30 の書証としての信頼性に著しい問題があること

原告らは、仙台PSからの排出物質により原告らの居住地域において健康被害が生じ得る旨の主張を行うに当たり、依拠する論拠として甲A 30 を引用している。しかるに、被告準備書面（8）7～8頁において詳論したとおり、甲A 30 の記載内容については、客観的な信頼性を欠くものというべきであり、原告らの差止請求を基礎付ける資料として扱われるべきではない。

（1）甲A 30 は信頼性の確保についての制度的担保が欠けた資料であること

甲A 30 は、一定のシミュレーション結果と海外における疫学調査を踏まえ

て一定の仮説を提示するものであり、甲A 1 1の1の訳文である甲A 1 1の2に数々の修正を加えたものであるところ、その基礎となる甲A 1 1自体、その信頼性の確保について制度的担保が欠けた資料であるといわざるを得ない。

そもそも、甲A 1 1は、専門家の間でその信頼性が検討されるような機会もないままに本件訴訟において書証として突然に提出されたものである。そこで、その信頼性をめぐって研究者の間で広く討議が交わされてきたといった経緯は存在せず、その内容を客観的な立場から確認した専門家は、本件訴訟における内山専門委員が初めてだったのではないかという疑いを持たざるを得ない（内山専門委員からあれほど多くの指摘を受けるような杜撰な資料が、本件訴訟において提出されるに先立って学問の世界において日の目を見ることとなっていたとは考えにくい。）。

また、甲A 1 1は、その信頼性を検証できるような各種の前提や計算過程などを具体的に示すものではなく、そもそも信頼性の検証を拒むような体裁で作成された資料であるところ、内山専門委員からの数多くの指摘により、甲A 1 1において断片的に示された僅かばかりの基礎情報に照らしても極めて多くの瑕疵があることが判明したというのが実情である。

したがって、それを基に修正を加えた甲A 3 0についても、信頼性の確保について制度的担保が欠けた資料であることに変わりはない。

（2）甲A 3 0の作成経緯に照らしても客観的な信頼性は認められないこと

また、甲A 3 0の作成経緯に照らすと、甲A 3 0はもはや原告らの主張を述べるものという以上の証拠価値のない資料である。

すなわち、原告らは、内山専門委員からの指摘を踏まえ、その一部を取り込む形で、甲A 1 1の1の訳文にすぎないはずの甲A 1 1の2の内容を改変して甲A 3 0を作成したが、これはもはや専門家の作成した論文の訳文という体裁

すら放棄したものであり、単に原告らが自らの主張を記載した書面以上の価値のあるものではない。

また、内山専門委員からの指摘を受けて改変を加えたとはいえ、甲A11と同様、各種の前提や計算過程などを具体的に示すものではないという甲A30の特質を踏まえると、いかに内山専門委員であっても、その瑕疵を全て網羅的に指摘することは不可能である。そして、内山専門委員からの指摘を通じて、甲A11がおよそ杜撰な形で作成された論文であることが明らかとなっている以上、甲A11の作成者の学問的水準についても大きな疑問を持たざるを得ない状況にある。このように、甲A30には、そもそも訴訟において書証として提出するのもはばかられるような水準の論文（甲A11）を下敷きにしているという根本的な問題点があるため、これをいくら改変してみたところで、信用性を獲得するということはおよそ起こり得ない。

（3）シミュレーション結果に依拠することには問題があること

甲A30においては、PM2.5と窒素酸化物（NO_x）の影響により早期死亡者数及び低出生体重児数を増加させる旨が示されている。しかしながら、そもそも甲A30はシミュレーションに基づく仮説を述べるものであるところ、シミュレーション結果のみに依拠することに問題があることについては、内山専門委員が「モデルでの推計値は、実測値と比較して検証すべきであり、モデルからの推計値だけで論ずる場合には十分注意する必要がある。」と指摘しているとおりである（甲A37・5頁）。すなわち、シミュレーションの結果だけでなく既に実測値がある場合には、シミュレーションではなく実測値により健康被害、すなわち、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」の有無を判断すべきなのであり、シミュレーションの結果が実測値と整合的でない場合には、シミュレーションの結果の妥当性を疑うべきなのである。

そして、その実測値について見ると、まずPM2.5については、上記のとおり、仙台市のウェブサイトにも「PM2.5や水銀等の数値は環境基準を下回っていました。石炭火力発電所の稼働前と比較しても通常の変動の範囲内で推移しております。」との記載が見られる状況である(乙10の13)。そして、内山専門委員が指摘されているとおり、二酸化窒素(NO₂)についていえば、少なくとも多賀城市、七ヶ浜町のデータでは閾値を下回っている状態にある(甲A37・3頁)。その一方で、上記のとおり、甲A30で用いられる早期死亡者数の算定方法は、仙台PSの周辺という極めて限られた範囲を対象に一つの火力発電所の稼働による影響を評価するには適しない方法であるという問題がある中で、敢えて甲A30が示すシミュレーションの結果に依拠すべき合理性は皆無である。

(4) 早期死亡者数の算定方法が適切でないこと等

内山専門委員からも指摘のあるとおり、甲A30で用いられる早期死亡者数の算定方法は、アジアやヨーロッパなどの地域単位又は国単位といった広い範囲を対象として、そこでの主要な課題の評価・分析や政策立案のための資料の作成等に当たって使用される性質のものであり、仙台PSの周辺という極めて限られた範囲を対象に一つの火力発電所の稼働による影響を評価するには適しない方法である(甲A37・2~3頁)。

また、甲A30において引用されているような疫学調査についても我が国において適用すべき知見として引用するには時期尚早であるという内山専門委員の指摘も看過することはできない(甲A37・2頁)。

5 原告らの実施したアンケート調査は信頼できないものであること

(1) アンケート調査に関する本質的な問題点

原告らは、当初、自らが行ったアンケート調査（本件調査）及びその解析（本件解析）の結果として甲A 25及び甲A 26を提出していた。その後、「甲A 25号証のデータをわかりやすく編集したもの」として甲A 27を提出し、数値の誤りなどを訂正した。これに対して、被告が準備書面（6）において、原告らのデータ処理の信頼性に対して数々の指摘を行ったところ、今般、甲A 41ないし甲A 43が提出されるに至った⁴。

しかしながら、原告らが行ったアンケート調査自体の根本的な問題点について被告において指摘をしているところ、そもそもこの点については分析の方法を変更することによって解消するような性格のものでもないため、従前と同じ問題点を孕んでいることを指摘せざるを得ない。

⁴ 本件訴訟を通じて、原告らの訴訟活動の不誠実さは目に余るものがある。すなわち、極めて粗雑な資料を提出した上で、甲A 11については、内山専門委員に自らの提出資料の瑕疵について教えを仰ぐ形で次々と訂正をしていく、あるいは、アンケート調査の分析については、被告からの指摘を受けて次々に訂正していくという手法を探っている。

いずれにしても、これらの書証の信用性に本質的な問題があるという点に変わりはないために、このような訴訟活動が判決の結果に影響を及ぼすことはないが、この種の杜撰極まりない訴訟活動により、原告らが提出した資料をそのたびに精査して瑕疵を指摘することを余儀なくされた内山専門委員、裁判所及び被告のいずれにとっても、全く無用な負担を強いるものであった。この点については、内山専門委員からも指摘がなされていたところであり、内山専門委員のような高名な学識経験者に不快感を与えたことについては、司法制度への一般的な信頼を失わせかねないものとして、原告らにおいて猛省すべき問題である。

これらの問題点は、原告ら及び原告らに資料を提供する者の専門的知見やデータの解析能力に著しい問題があることに由来するもののように見えるところではあるが、原告らの中にも相応な専門的知見を有するはずの経歴を持つ者も複数含まれており、かつ、アンケート調査の分析に関する瑕疵などは被告訴訟代理人においても気がつくような問題なのであるから、原告ら訴訟代理人においても当然に然るべき対応をすべき問題であったというべきである。いずれにしても、極めて杜撰な形で作成された資料の精査を専門委員や被告に委ねる原告らの姿勢は、極めて不誠実なものというべきである。また、ここまで杜撰な作業ぶりを見ると、原告らの姿勢が、客観的なデータを前にして誠実に分析をするというよりも、自らが好ましく思う結論を導くようなデータを収集しているに過ぎなかったのではないかとの懸念を持たざるを得ない。

すなわち、被告が準備書面（4）において指摘したとおり、①本件の調査対象者は、原告ら及びその家族に限定されており、その調査方法も自己申告による主観的な認識的回答を収集するというものであって、回答の真実性について何らの担保もなされていないという点、②調査対象者の数が合計で132名に過ぎず、このような少数を対象とした調査の場合には個別事情や偶然（統計用語ではそれぞれ「交絡因子の影響」と「標準誤差」という。）によってその結果が大きく左右されるため、特定の項目に該当する人数の差異を比較することをもって一定の結論を導くための人数としては甚だ不十分であるという点は、原告らが行った調査の信頼性を考える上で、致命的な問題点であろうと考えられる。

① アンケート調査への回答の真実性の担保を欠くこと

上記①の点、すなわち、本件調査におけるアンケートへの回答の真実性を担保するための手段が何ら確保されていないという点については、それ自体が問題であり、むしろ、真実性の担保があるとの主張立証を原告らが積極的に行うべき問題である。

ただし、今般、書証を精査したところ、具体的に、真実性の担保がないことにより問題が生じている例を被告において発見した。それは、前述のとおり、原告本人尋問を行った須田氏に関して、原告本人尋問や陳述書（甲A38）における供述内容と、本件調査における回答内容が矛盾しているという点である。この点に照らせば、須田氏の本件調査におけるアンケートへの回答ぶりについても、原告本人尋問や陳述書（甲A38）における供述内容についても、その信用性に大きな疑問があることは否定できない。

被告としても、わざわざ法廷で尋問を受けるという覚悟までした須田氏が意図的に虚偽を述べたものであると断ずるわけではないが、いずれかの段階で須

田氏の主観的な認識に変遷が生じることがあったからこそ、上記のような矛盾した回答が生まれたのであろうと思われる。このように人の主觀に基づく回答というのは実に当てにならない側面があり、無論、これは須田氏一人に限った話ではない。わざわざ法廷で尋問を受けるという覚悟までした須田氏ですら、このような問題を生じさせているのであるから、むしろ、他の回答者については、同様の問題が生じている可能性がより高いと考えるのが経験則に適う。このような中で、本件の調査の方法論について客観的な真実性の担保がないという問題は、調査結果の信頼性を検討する上では致命的な問題というべきである。

なお、この問題に関して被告が行った指摘に対する原告らの反論は、「本件調査を記名式で回答者と回答内容が追跡できる方式で行ったことをもって調査対象者が虚偽を述べる可能性が排除されている」というものであったが、これに対しては、被告の準備書面（6）において、アンケートの回答者が原告ら及びその家族であることに照らすと、調査を記名式かつ回答者に対し追跡調査をする可能性があるという前提で行う場合には、本件調査の回答者にはむしろ原告らの訴訟遂行方針への心理的な同調圧力かかるという点を指摘した。また、そもそも、原告ら及びその家族による自らの健康状況にかかる回答結果は、原告らの主張そのものと同等の位置づけしか付与することができないことも指摘をした。しかるに、これらの指摘については、原告らからは特段の反論はなされていない。

② 調査対象者の数が十分ではないこと

調査対象者の数が合計で132名に過ぎないという点については、水戸部氏がその陳述書（甲A40）において、「本調査が、厳密な疫学調査からみれば、母数が不足しているために統計的に有意な差が出にくいなどの面があることは否めません」（13頁）としている。このように、調査対象者の数が不十分であ

るという点については、原告らも自認しているのである。

一般的に、このような少数を対象とした調査の場合には個別事情や偶然（統計用語では、それぞれ「交絡因子の影響」と「標準誤差」）によってその結果が大きく左右されることが懸念される。また、本件においては、回答者が原告ら及びその家族であるという特殊性を考えると、家族として寝食を共にする者が複数名回答することになるため、遺伝的要因や生活習慣、居住環境などの影響により、結果が大きく左右されがちになるという問題も生じる。

ちなみに、水戸部氏は、その陳述書（甲A40）において、十分な調査対象者を確保できなかった原因について「仙台PSの一方的な稼働の強行にあった」と述べているが（13頁）、本件調査は本件訴訟が提起された後になって行われたものであるため、仙台PSの稼働の有無とは関わりなく調査対象者を集めるという作業を行っていたはずである。そこで、調査対象者が十分に集まらなかつたという点を仙台PSの稼働に帰責しようとする姿勢は明らかに誤っており、単に自身の調査に少数の協力しか得られなかつたというだけの話である。

（2）甲A41ないし甲A43及び原告ら第14準備書面における調査結果の分析手法の問題点

原告らは、原告ら第14準備書面において、中学生以下の者を除外して分析を行い、その結果、仙台PS稼働後に健康被害を訴えはじめた者の割合は、5km以内群と5km以外群とで約1.875倍の差があると判明したと主張する（原告ら第14準備書面4～5頁）。しかしながら、中学生以下の者を除外したことにより調査対象者がさらに減少し極めて少数となつたことに加え、5km圏内と5km圏外で分析対象者の母数に2倍以上の差があることに変わりはなく、該当者1名の増減でその割合が大きく変化するため、母数の差異に応じた調整を行うことが必要であるところ、依然としてそのような調整は一切行わ

れていない。

その上、仮にこれらの点を措くとしても、原告らの主張する 5 km 以内群及び 5 km 以外群の該当者はそれぞれ、79 名中 12 名、37 名中 3 名であるところ、この結果について、統計学的に見れば有意な差はないといえる。すなわち、仮に全ての個別的事情（統計用語では「交絡因子の影響」）を無視した上で、5 km 圏内と 5 km 圏外とを比べて仙台 PS による影響に一切差がない状態で調査を行った場合であっても、約 29 % の割合で偶然に上記結果と同様又はそれ以上の差が生ずるものであるという点を無視することができない⁵。このように、上記結果はもはや偶然の産物である可能性を否定できず、統計学的に有意な差があるとはいえない⁶のである。

⁵ 統計学においては、分析結果の統計学的信頼性を検証するため、二つの群の間に差がない場合に、偶然によって、観察されたデータ上に分析結果と同様又はそれ以上の差が生じる確率（p 値）を算定する。例えば、p 値が 0.05 の場合は、偶然によって観察されたデータ上に分析結果と同様又はそれ以上の差が生じる確率が 5 % に留まることを示しており、慣習上、p 値が 0.05 未満の場合には、統計学的に有意な差があると考えられている（逆にいえば、p 値が 0.05 よりも大きくなればなるほど、偶然によって生じる確率が高くなり、有意な差とはいえないことになる。この点については、水戸部氏本人尋問調書 6~7 頁も参照。）。

そこで、原告らの主張する本件分析の結果について母比率の差の検定の p 値を算出すると、以下のとおり、0.29 となり、0.05 を大幅に超えることとなる。

$$p_0 \text{ (標本比率)} = \frac{(12 \div 79) \times 79 + (3 \div 37) \times 37}{79 + 37} = 0.12931\ldots$$

$$z \text{ (統計量)} = \frac{(12 \div 79) - (3 \div 37)}{\sqrt{p_0(1-p_0)(\frac{1}{79} + \frac{1}{37})}} = 1.05945\ldots$$

p 値は、標準正規分布に従う確率変数が -1.05945 ~ +1.05945 の範囲から外れる確率に等しく、p 値 = 0.29 となる。

これは、5 km 圏内と 5 km 圏外との間に差がない（仙台 PS による影響が全く同じ）場合であっても、同様の調査・分析を 100 回行った場合には、偶然により 29 回程度は上記分析結果以上の差が生じるということであり、およそ統計学的に有意な差と呼べるものではない。

⁶ なお、p 値の分析を措いても、例えば、5 km 以外群の該当者が僅か 2 名増加しただけでも、5 km 以内群と 5 km 以外群の該当者の割合の差は約 1.07 倍となり（5 km 以内群の該当者の割合は約 15 %（原告ら第 14 準備書面 4~5 頁）、5 km 以外群の該当者の割合は約 14 %（5 ÷ 37）となる。）、5 km 以内群と 5 km 以外群に差がないといつ

また、本件調査の結果を 5 km 圏内と 5 km 圏外に区分して比較分析の指標とする理由について相当程度の合理的な説明が必要であることは被告が繰り返し指摘してきた点であるが、原告らからはそのような合理的な説明は一切なされていない。なお、水戸部氏は、この理由として、「パワーステーションの説明会の中で出された資料では、・・・ちょうど 2 キロから 3 キロぐらいのところが汚染物質の最大着地濃度になっていますね。その周辺と、それよりもより外側というかね、5 キロ辺りに線を引いてみようという形になった」（水戸部氏本人尋問調書 19 頁）と述べるが、5 km を境界とすることの説明には全くなっていないのみならず、そもそも被告が説明会において配布した資料に記載した最大着地濃度の予測結果（甲 A 13 の 1・27 頁）及び甲 A 30 で予測される年間平均濃度上昇量推定値の図面（図 2 及び図 4）における上昇量が高いエリアが、仙台 P S を中心とした円形ではないこととも整合しない。

加えて、被告は、これまで、原告らの行ったアンケート調査の分析について、統計処理にかかる妥当性について厳密かつ詳細な検証に堪えられるものでないこと、質問項目数の差異を一切調整することなく単純に該当項目数のみで比較する方法が不合理であること、該当項目数を 5 項目ないし 6 項目とする理由に関する回答を忌避しており、原告らにとって都合の良い項目数を故意的に切り取ったものと疑わざるを得ないこと、仙台 P S の操業以外の要因の影響の可能性を十分に分析していないことなどを指摘してきたが（被告準備書面（4）5～7 頁、被告準備書面（6）3～6 頁）、これらに対する原告らの反論は些かなりとも説得的なものではなく、原告ら第 14 準備書面における分析においても、これらの問題点については一切解消されていない（なお、原告らは、原告ら第 14 準備書面において、仙台 P S の操業以外の要因の影響の可能性について、僅かばかりの反論を加えているが、被告の準備書面（6）における主張と噛み

ても等しい数字になってしまふのである。

合っておらず、従前の主張の繰り返しに過ぎない⁷)。このことからしても、原告らの行ったアンケート調査の分析結果が、証拠としての信用性・妥当性が全く認められないものであることは明らかである。

6 受忍限度に関する原告らのその他の主張が失当であること

本件においては、上記のとおり、平穀生活権侵害を基礎付けるような「原告らの身体・生命に対する直接の危険」の存在が認められない以上、いわゆる受忍限度論の観点からの議論を行う必要性は存在しない。ただし、原告らが、この点について幾つかの考慮要素を挙げて抽象的な形で議論を行っているため、この点からも仙台P Sの稼働には何らの問題も見受けられることを、以下において念のため明らかにしておく。

原告らが受忍限度の判断要素として挙げるは、「①実質的被害を前提としつつ、②加害者の利用方法の地域性への適合の有無、③加害者の被害防止対策の程度、④加害行為の公共性の有無・程度、⑤環境影響評価や住民への説明等の手続の内容、⑥法規違反の有無、⑦その他の事情」であるところ、①については、(原告ら

⁷ なお、仙台P Sの操業以外の要因の影響の可能性について、ひとつの例として、暖房器具の影響が挙げられる。すなわち、「質問65. 冬の居間の暖房は、次のどれに該当しますか。(ストーブ類にはファンヒーターを含みます。)」(甲A22の1・3頁及び甲A22の2・2頁)という質問に対し、「3. ガスストーブ類又は石油ストーブ類を使っている。(屋外排気装置のついていないもの)」と回答した者と、それ以外の者(「1. ガスストーブ類や石油ストーブ類は使っていない。」又は「2. ガスストーブ類又は石油ストーブ類を使っている。(屋外排気装置のついているもの)」と回答した者及び無回答の者)に分け、それぞれ2016年に症状がなく2018年に症状のある項目数が5項目以上である者の割合を比較すると、前者は約20%の者が該当する(41名中8名)のに対し、後者は約9%の者のみが該当する(75名中7名)。そして、上記質問の3.に回答した者の約4分の3が5km圏内の者であることからすれば(41名中32名)、屋外排気装置のついていないガスストーブ類又は石油ストーブ類を使用しているか否かは、仙台P Sの操業以外の要因として調査結果に影響している可能性が十分に考えられ、仙台P Sによる影響を分析するためには、これによる影響を交絡因子として除去する必要がある。しかしながら、原告らは、このような交絡因子の存在について、何ら合理的な分析を行おうともせずに無視しているのである。

もまさに「前提」と述べるとおり) 受忍限度論そのものとは性質が異なるため、以下においては、②～⑦について当事者双方の本人尋問の結果を踏まえて検討を行うこととする。なお、以下における検討は、原告らの②～⑦の番号に対応する形とはいえないが、実質的には、これらの項目全てに触れる内容となっている。

(1) 法令違反の有無（原告らが挙げる判断要素の⑥）

まず、繰り返し述べているとおり、本件において法令違反がないことは、当事者間に争いがない。むしろ、被告としては、仙台PSの運転開始に至るまで、各種の法令を遵守し、行政機関とも必要な調整を行いつつ、慎重に対応を進めてきたというのが実情である。そして、運転開始後も、定期的に排出物質の測定を行ってこれを公表しており、その測定値が大気汚染防止法の排出基準や公害防止協定の基準値を超過するといったことも一度も生じていない（被告代表者尋問調書9～10頁）。

また、本件は、環境影響評価法が定めるところの「対象事業」（同法2条4項）には該当しないため、環境影響評価法が定める環境影響評価を行っていないという点についても何らの違法性も認められない。

環境法制の整備の結果として環境問題については様々な規制がなされている現況において、法令で求められるよりもさらに厳しい形での規制を受けるに等しい結果となる差止めが認められるには、相応の科学的な根拠が示される必要があるのはもちろんのこととして、なぜ、当該事案において、法令よりも厳しい規制を受けるに等しい結果を当該事業者が負担しなければならないのかという点について、法令の趣旨と整合性のある説明が必要となる（すなわち、一般的に、規制が存在する分野においては規制の範囲内の行為は本来的に許容されているはずであるところ、これが許容されないとする以上は、特段の理由付けの存在が不可欠なはずである。）。しかるに、本件において、大気汚染防止法上

の排出基準や公害防止協定の基準値を遵守し、かつ、環境基準との関係においても特段の問題が見受けられない被告について差止めを認めることが法令の趣旨に合致するものであるとの説明をなし得るような事案でないことは明白である。さらに、環境影響評価法の適用のない事業について、環境影響評価法が適用される場合と同種の手続を履践すべきとするのが原告らの主張のようであるが、これは一種の立法論の類の議論に過ぎず、およそ現行法の解釈として当を得たものといえないことは明白である。

(2) 我が国のエネルギー政策における位置づけ（原告らが挙げる判断要素の②、④）

経済産業省が2015年7月に策定した「長期エネルギー需給見通し」（乙1）において「エネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることにある」とされている。そして、近年においても石炭による火力発電は我が国の電源構成の中で3割程度の割合を占めているところ、2030年度における我が国の電源構成のうち、石炭による火力発電が占める割合は26%程度とされており（乙1）、2014年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」においても、石炭は「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されて」いる（乙3）。すなわち、いわゆる発電コストが低く、かつ、昼夜などの時間帯を問わずに継続的に安定して稼働し電力を供給することができる電源、すなわち、ベースロード電源の存在は、安定した電力供給のためには不可欠な存在であるところ、石炭火力発電は、原子力発電、一般水力発電、地熱発電と並ぶベースロード電源として位置づけられて

おり、特に東日本大震災後の原子力発電をめぐる政治的状況の中では、その重要性は依然として非常に大きい。

このような中に被告が行う石炭火力発電も位置づけられ、我が国がおかれた地政学的な環境や自然資源の状況に照らすと、相応の重要性が石炭火力発電に認められるることは明らかである。近年の地球温暖化問題をめぐる政治的な動きとの関係で石炭火力発電に対して批判的な見解があるのは確かであるが、未だに我が国にとっての石炭火力発電の重要性が減じたわけでもなく、ましてや廃止の方向に政策が転換されたわけでもない。

しかるに、いわゆる電力自由化の流れを受けて、発電事業を営む事業者は、全国各地において電源開発を行い、あるいは、そのための検討を行っている。被告の株主においてもかかる検討を常に行ってきており、そのような中では石炭火力発電のみならず、様々な電源による発電所の計画が検討されている（被告代表者尋問調書 18～19 頁）。そのような中で、種々の条件面から石炭火力発電の実現可能性が見込まれた土地に仙台 P S が建設されることとなったものである（被告代表者尋問調書 2～3 頁、乙 25・3～4 頁）⁸。

（3）環境に対する配慮（原告らが挙げる判断要素の③、⑤）

⁸ 被告代表者尋問において、「仙台パワーステーションは、地域住民にはどのようなメリットを与えていらっしゃるかお考えですか。」という問い合わせに対して、被告代表者は「地域住民の方にメリットがあるかどうかを考えたことがない」と供述しているが（被告代表者尋問調書 24 頁）、これは、営利企業における電源開発の検討である以上、その目的が地域住民にとってのメリットを供与することにあるわけではないことを示すものである。一方、地域住民にとっての利益を代弁すべき立場にあるのは地方公共団体であるところ、仙台 P S としても地方公共団体との間で相応の協議を行い、指導に従い、かつ、公害防止協定を締結している。

いずれにしても、被告代表者自身が地域住民にとってのメリットを検討する立場がないことが、被告として地域住民を軽視することとは全く異なる問題であることは、被告代表者自らが「情報公開並びに環境コミュニケーション推進ということは、当然、我々も運営していく上で必要だという認識です」（被告代表者尋問調書 31 頁）と供述していることからも明らかである。

ア 仙台P Sの建設及び運転に際して、被告としては各種の環境関連規制を遵守する必要があり、かつ、周辺の地方公共団体との間で締結している公害防止協定に従い一定の基準値を遵守する必要がある。そこで、被告は、これらを遵守するのに必要な各種の装置を備え付け、現にこれらを遵守してきているところである。

具体的には、発電効率の高い亜臨界圧発電技術を用いており（亜臨界圧発電技術は、「B A Tの参考表【平成29年2月時点】」（乙23）において、20万kW級の微粉炭火力発電に關し、「経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に該当するものとされており、仙台P Sの規模において用いられる技術としては発電効率が高いといえる。乙25・5頁、被告代表者尋問調書6～7頁。）、かつ、使用する石炭も「B A Tの参考表【平成29年2月時点】」に言及のある瀝青炭であり、原告らが主張する、褐炭のような低品位かつ低価格な石炭は使用していない（乙25・5頁、被告代表者尋問調書7頁）。また、窒素酸化物（NO_x）については、ボイラに低NO_xバーナーや二段燃焼方式を採用することにより、その発生自体を抑制し、かつ、排ガスに含まれる窒素酸化物（NO_x）を除去するための設備として、排煙脱硝装置（乾式アンモニア接触還元法）を設け、ばいじんや硫黄酸化物（SO_x）については、電気式集じん装置及び排煙脱硫装置（湿式石灰石こう法）を設置している。これらの設備は、仙台P Sの設計当時、既に稼働しており、又は稼働が確定しているプラントにおいて一般的に用いられている技術を参照し、被告が運用可能であり、かつ高い信頼性を確保することができると考えて採用したものである（乙25・6頁、被告代表者尋問調書8頁）。

そして、前記2（1）アのとおり、被告は、ばい煙処理設備出口において硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、ばいじん及び水銀の測定を行っ

ており、また、公害防止協定に基づく環境負荷測定の結果については毎月公表している。

イ これに対して、原告らは、被告が、環境影響評価法の適用を受ける場合に遵守することが求められる諸手続と同一の手続を履践していない旨の論難を行う。そして、この点については、実際、被告は、（環境影響評価法の適用のある「対象事業」には該当しない以上）法律上求められていない手続であるから、これを履践するということはしていない⁹。

その一方で、被告においては、公害防止協定を締結するに先立ち、環境影響評価法上の環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）の実施に当たって参考される「発電所に係る環境影響評価の手引」に記載されたのと同様の手法を用いた自主的な環境影響評価（シミュレーション）を行っており、仙台P Sの運転開始により周辺の大気環境に有意な差が見られるような変化が生じないであろうことを確認している（乙25・4頁、被告代表者尋問調書5頁）。そして、かかる評価の結果が適切なものであったことについては「現状では科学的に、それから制度的に見れば、基本的には他の事業者に比しても、大気を汚すような形での操業は行われていないと認識しております。」との宮

⁹ 原告らは、この点をもって「アセス逃れ」と論難する。しかし、環境影響評価法の適用対象とならない事業について、環境影響評価法の適用がないものとして対応すること自体を問題視するような原告らの指摘は、もはや法律論とはいえない。そして、実際には、被告としては、様々な要素を勘案した上でプラント・メーカーの標準ラインナップの中から選択する形で仙台P Sの出力規模を決定したものであり、環境影響評価法の適用を受けないことを専ら目的としてこれを決定したものではない（被告代表者尋問調書3～4頁、乙25・3～4頁）。

いうまでもないことであるが、事業者としては経済合理性の追求の過程で、環境影響評価法の適用対象となるか否かという点も当然に考慮の対象とするが、そのことが環境影響評価法の適用を受けないことを自己目的化させることにつながるものでない。このことは、現に、被告の株主であり仙台P Sの出力数の決定にも関わった株式会社関電エネルギー・リユーションにおいても、環境影響評価法の適用対象となる事業を手がけており、そこでは同法上の環境影響評価を行っていることからも明らかである（被告代表者尋問調書4頁）。

城県議会での答弁（乙11・2頁）、「PM2.5や水銀等の数値は環境基準を下回っていました。石炭火力発電所の稼働前と比較しても通常の変動の範囲内で推移しております。」との仙台市のウェブサイト上の記載（乙10の13）、及び、内山専門委員の同旨の指摘（甲A37・4～5頁）から看取されるのである。

なお、このシミュレーションの結果については被告としては特段の開示は行っていない¹⁰。これは、原告らの健康に対する影響や環境に与える影響を把握するためには、運転開始前に行った机上のシミュレーションの結果よりも、仙台PSの運転開始後の実測値こそが重要であるため、シミュレーション結果の開示は必要ないと考えに基づくものである。

（4）住民への説明（原告らが挙げる判断要素の⑤）

ア 被告においては、仙台PSの建設段階より、仙台PSに関する説明を書面で求められる場合にはこれに誠意をもって回答してきた（乙25・7頁、被告代表者尋問調書10～11頁）。また、被告は、周辺の地方公共団体からの要請を受けて2017年3月8日に住民に対する説明会（以下「本件説明会」という。）を開催しており（被告代表者尋問調書11頁、34頁及び37頁）、かつ、それ以外にも小規模な集会での説明を行ったことが複数回ある（乙25・7頁、被告代表者尋問調書14頁）。

また、仙台PS稼働開始後は、前記2（1）アのとおり、環境負荷測定の結果を仙台PSのホームページにおいて公開しているほか、仙台PSのホームページにお問い合わせフォームを設け、問い合わせられた内容に誠意をも

¹⁰ ただし、シミュレーションの方法及び結果の概要については、説明会において開示している（甲A13の1・25～29頁）。

って回答してきた（乙25・7頁、被告代表者尋問調書14～15頁）。

イ 本件説明会については、事前に有力地方紙に開催の広告を行い（乙26）、かつ、仙台PSのホームページ上でも広報した。また、説明会を開催することについて一定のメディアにおいても報道された（乙27）。その結果、当日は約500名が参加することとなった（水戸部氏本人尋問調書35～36頁、被告代表者尋問調書12～13頁）。

そして、本件説明会においては、相応の分量の説明資料（甲A13の1）を用いて説明を行った後で、参加者との質疑応答を行う形を取った（水戸部氏本人尋問調書42頁、被告代表者尋問調書13頁。）。

ウ なお、被告に対して書面で寄せられた「質問」や本件説明会での質疑は、質問というよりも仙台PSの設置への反対意見を述べる場として利用される場面が多かったのが事実である。また、本件説明会を開催した際に、被告が行った説明の内容や質疑応答の内容から離れて混乱する場面があるなど、感情的な対立の場となってしまう場面も多く見られた。（水戸部氏本人尋問調書33～37頁、被告代表者尋問調書14頁）

被告としては、長期に亘り事業を運営するためには住民の理解を得るべく適切な対応をすべき必要性を強く感じてきている一方（被告代表者尋問調書31頁）、本来的に国家全体のエネルギー政策に関わる問題について、一私企業が感情的な形でのスローガンを述べる対象にされているという現実を踏まえ、冷静に自らの説明を聞いてもらうための手段として、書面（あるいはホームページ上）での質問に対する書面での回答という方法により説明を行うこととしていた。また、それとともに、周辺の地方公共団体とは絶えず連絡を取り、説明会の開催の要望が被告に対して多く寄せられているという状況にはない中であっても本件説明会を開催したものである（被告代表者尋問調

書11頁、34頁及び37頁)。

そして、本件説明会においては、必ずしも合理的とはいひ難い理由により混乱した状態が生まれるなど（被告代表者尋問調書14頁、水戸部氏本人尋問調書34～35頁）¹¹、冷静な説明と質疑応答の場としては機能していない状況にあった。この点に関して、原告らは、本件説明会での被告の対応が誠意を欠くものであった旨の論難を行うが、結局のところは、原告ら自らの要求に従わないということ自体をもって誠意を欠くと評するものにはかならないようであり（水戸部氏本人尋問調書37頁）、被告としては、かかる説明の場をさらに持ったとしても、政治的なスローガンの押しつけの場となるであろうと考えざるを得ないものであった¹²。

¹¹ 本件説明会において混乱が生じていた状況については、水戸部氏も一定程度の供述をしているが、被告がマスコミの取材そのものを排除したり、あるいは、説明会の冒頭から撮影を排除しようとした旨の供述を行うのは誤りである。この点については、水戸部氏の供述自体に曖昧な点があることからも窺えるところではあるが、敢えて指摘すれば、水戸部氏自身もマスコミが説明会に入場していたことは認めているところ（水戸部氏本人尋問調書23～24頁）、仮に被告において説明会の冒頭からマスコミの取材を謝絶するつもりだったのであれば、当初からマスコミ関係者の入場を認めなかつたはずであるし、また、テレビカメラの持ち込みを認めなかつたはずであるという一事をもって、この点は明らかである。

¹² 被告代表者が、尋問において、「訴訟に関する内容につきましては、訴訟上の問題がございますので、一部開示できない部分があるという認識は事実でございます。」（被告代表者尋問調書38～39頁）、「原告の方々の質問に関して回答が不十分だとおっしゃられるのは理解はします」（同39頁）と述べているのも、このような文脈において理解すべきものである。

被告の理解するところでは、本件説明会において参加者側で中心的な役割を果たしていた者が本件訴訟の原告らの中心となっている。そして、このような理解は決して誤ってはいないようである（水戸部氏本人尋問調書33頁）。しかるに、本件説明会での状況に照らすと、被告において、情報の開示等に対しては、開示した情報の内容を冷静に受け止めてもらえるかどうかといった点をめぐって一定の警戒心を持たざるを得ないというのが偽らざるところである。

前述したとおり、本件訴訟における原告らの訴訟遂行の姿勢が不誠実なものであったという点により、残念ながら、このような警戒心を持たざるを得ないとの考えが正鵠を射ていることが明らかとなった。すなわち、被告から見ると、原告らの訴訟遂行の姿勢が、自らに都合の良い結果を導くために学術的な信頼性の怪しい見解を持ち出し、あるいは、恣意的なデータ分析を行うというものであるため、被告が開示した情報についても、これが健全な形で利用されるものなのかという点に懸念を持たないわけにはいかないのが実情で

(5) その他の事情（原告らが挙げる判断要素の⑦）

上記のとおり、被告においては、公害防止協定（乙7）に基づき、ばい煙処理設備出口における硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及びばいじんの測定結果を毎月公表している。また、原告らの居住地域における仙台PSからの排出物質にかかる測定結果は行政機関により公表されている。そこで、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」なるものが存しないばかりか、「単なる不快感、不安感等の精神的苦痛」を持つような状況にすらないことが、原告らがアクセス可能な情報から明らかとなっている。

なお、公害防止協定（乙7）において、被告は、宮城県や仙台市をはじめとする周辺自治体に対して硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及びばいじんの「測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲（被告代理人注：周辺自治体）に報告するとともに、一般に公表するよう努める」という努力義務を負担するとともに（14条）、「環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する」ものとされている（20条）。そして、公害防止協定14条における努力義務との関係で、被告は、上記のとおり、ばい煙処理設備出口における硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及びばいじんの測定結果を毎月公表している。そして、被告としては、公害防止協定第20条を踏まえ、情報公開及び環境コミュニケーションを行う

ある。

ただし、本書面において述べるとおり、そのような中にあっても、被告において行っている情報開示及び地方公共団体が公開している各種の測定値は誰にとってもアクセス可能な情報であって、これらの情報を参照することによって、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」を基礎付けるような事情が存しないことは明らかとなる状況にはある。すなわち、この局面においてさらなる検討の対象となっているのは、「原告らの身体・生命に対する直接の危険」を基礎付けるような事情が存しないことが明らかになる程度の情報開示が既になされていることを前提としての、さらなる積み増しとして情報の開示の問題である。

ことを検討課題として捉えているところである（被告代表者尋問調書31頁及び39頁）。

7 小括

以上のとおり、仙台P Sからの排出物質により「原告らの身体・生命に対する直接の危険」が生じるとはいえず、原告らのこの点に関する立証は、およそ信用性を欠くものであるといわざるを得ない。また、その点を指いても、仙台P Sに関しては、我が国のエネルギー政策に沿って稼働しているものであり、法令違反ではなく、環境への配慮も適切な形でなされているところである。そして、住民への説明や情報開示の状況に照らすと、周辺住民が無用な不安を持つべき状況にもないというべきである。

そこで、この関係で、身体的人格権侵害ないし平穏生活権侵害は認められない。

第3 仙台P SからのCO₂の排出のもたらす気候変動が原告らの人格権を侵害するという主張について

原告らは、仙台P Sが排出する温室効果ガスにより急激な気候変動が発生し、急激な気候変動を原因とする気象災害等により原告らの生命・身体に具体的な危険が生じ、かつ被告による温室効果ガス排出行為が、社会に許容される受忍限度を超える違法であると主張する（訴状28～49頁、原告ら第1準備書面2～10頁）。

しかしながら、そもそも、個々の原告の生命・身体に対して具体的にどのような被害が生じるか、及びそのような被害が生じる具体的な危険の有無・程度等について、原告らからは何ら主張がなされていない。原告らは、世界における気候変動に関する事情や政策について縷々述べているものの、結局のところ、CO₂排出に関する原告らの主張は、原告らの人格権侵害を理由とするものではなく、「温室効果ガ

スの濃度が安定した大気組成の中で生きる権利」の侵害を理由に差止請求が可能であるという原告らの独自の見解を述べているのみである。そして、このような権利は、人格権というよりむしろ、人間が健康な生活を維持し、快適な生活を求めるため良き環境を享受し、かつこれを支配しうる権利（環境権）の性格を有するものであって、答弁書9～10頁において述べたとおり、このような権利は原告らに帰属する個別的利益とは一般的に解釈されておらず、種々の批判がなされており、現に環境権に基づく差止請求権の存在を認めた判例も存在しないことからすれば、原告らの主張がそれ自体失当であることは明らかである。

なお、我が国の法令上は、大気汚染防止法及び環境影響評価法等の環境法により事業者の個別の行為を規制し、それにより環境負荷を低減するという考え方を探られているところ、CO₂の排出については、大気汚染防止法上の排出基準は定められておらず、環境影響評価法上の環境影響評価においては、事業者が利用可能な最良の技術（B A T）の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているか、及び、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている（乙22・3頁）。したがって、このような規制の対象に含まれない行為についてまで上記規制と同等に差止めの制限を課すことは日本の法令が予定するところではないのである。

また、原告らは、パリ協定やパリ協定を踏まえた日本の施策についても縦々述べるもの、パリ協定はあくまで締約国の努力義務を定めているにすぎず、かつ温室効果ガス削減のための具体的方策は締約国に委ねているのであって、締約国において特定の規制を強制するものではないし、ましてや一私企業に対して何らかの義務を負担させるものでもないことはいうまでもない。また、パリ協定に際して提出された平成27年7月17日付け「日本の約束草案」においても、石炭は「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されて」といふとするエネルギー基本計画（乙3）が決定されたことを踏まえ、「エネルギー・ミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付

けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標」が掲げられているのであって、日本の温室効果ガス削減の施策においても、石炭火力発電が我が国の電源構成において主要な役割を果たしていくことが前提とされている。したがって、パリ協定や日本の施策を理由に、石炭火力発電所を狙い撃ちにしてよい正当性は全く存在しない。

第4 仙台P Sによる蒲生干潟等周辺環境への悪影響に関する原告らの主張について

原告らは、環境権に基づき、蒲生干潟に関して一定の主張を行った上で、これが被告に対する差止請求権を基礎付けるものとしているところ、そもそも環境権に基づく差止請求権自体が認められないことは答弁書において述べたとおりであり（答弁書9～10頁）、これ以上の反論をするまでもなく、原告らの主張自体が失当であることは明らかである。

これに対し、原告らは、最高裁平成18年3月30日判決（以下「平成18年判決」という。）及び広島地裁平成21年10月1日判決（以下「平成21年判決」という。）を挙げ、さらに、良好な自然環境を享受する近隣住民の利益がより一層保護の必要性が高いため、蒲生干潟の恩恵を日常的に享受してきた近隣住民である原告らには、環境権が認められるというべきであると主張する。

しかしながら、原告らの主張を敷衍すれば、原告らの主張する環境権は良好な自然環境や生物多様性を享受する権利であって、平成21年判決や平成18年判決が想定している「景観利益」とはそもそも性質を異にするところ、これらの判決を環境権が認められるべき根拠とする原告らの主張は論理の飛躍というほかない。

また、原告らが挙げる判決のうち、平成21年判決は、公有水面埋立法に基づく埋立免許処分について、同法及びその関連法規が、鞆の浦の景観を享受する利益をも個別的利益として保護する趣旨を含むものと解し、その処分が裁量権を超えたも

のであるか否かを判断した判決であって、民事上の差止めを請求する本件とは事案が全く異なる。

そして、最高裁判決である平成18年判決は、不法行為に基づく損害賠償請求の事案で景観利益を認めたものにすぎず、景観利益の権利性については、「この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものもあるところ、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものを認めることはできない。」と明示的に否定している。このことからすれば、平成18年判決は、むしろ、このような景観利益を権利として主張して民事上の差止めを請求することはできないことを判示したものといえる。なお、平成18年判決によれば、不法行為に基づく損害賠償請求について、景観利益に対する違法な侵害に当たる場合は、侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであったりする場合等に限られるのであって、（差止めの根拠とする利益に権利性があるか否かにかかわらず、）このような場合に該当しなければ、違法な侵害にすらあたらないのである。したがって、仮に原告らが蒲生干渉に関する原告らの利益を景観権ないし景観利益に類するものと整理しているのだとしても、各法令を遵守して建設され、運転している仙台PSについて、蒲生干渉に対する影響を理由にその運転の差止めを求める余地は存在しない。

加えて、原告らの主張する権利が差止めを根拠付ける権利性を有するか否かを指いたとしても、そもそも原告らは、被告がそのような権利を「侵害」していることすら、具体的な主張・立証をしていない。原告らの主張は、いうなれば、何らの権利侵害がないにもかかわらず、原告らの望むままに調査の実施や調査結果の公表を強いるために発電所の運転を停止してよいというものであり、主張自体が失当であることはこのことからも明らかである。なお、原告らは、仙台PSが水銀等を排出

することから、モニタリングが必要であるなどと主張するが、仙台市は蒲生干潟近傍において平成29年4月から現在まで定期的に大気及び水質調査を行い、その結果を公表しており（乙10の1、乙10の13参照）、原告らも仙台PS稼働後の蒲生干潟の大気及び水質に関する情報にアクセスできるにもかかわらず、仙台PS稼働により蒲生干潟の大気及び水質が悪化したという具体的な主張すらされていないことからしても、蒲生干潟への影響という観点で原告らの利益を侵害していないことは明白というべきである。

第5 結語

以上のとおり、原告らが仙台PSの運転の差止め請求の根拠とする主張は、いずれも根拠を欠いており、又はそれ自体が失当であり、原告らが仙台PSの運転の差止めを求めることができる理由が何ら存在しないことは明らかである。したがって、原告らの請求は棄却されるべきである。

以 上

副
本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 木伏研一 外123名

被 告 仙台パワーステーション株式会社

第7証拠説明書

令和2年4月8日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

被告訴訟代理人

弁護士

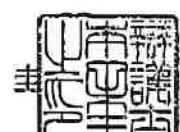
荒 井

紀



同

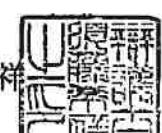
本 田



同

須 藤

希



同

小 林

菜



号証	標目（原本・写しの別）		作成日時	作成者	立証趣旨
乙26	河北新報朝刊（抜 粹）	写し	2017年 3月5日	株式会社河北新 報社	被告が、2017年3月8日に開 催した住民に対する説明会につ いて、事前に新聞において開催の 広告を行ったこと。
乙27	河北新報みやぎ版 (抜粹)	写し	2017年 2月21日	株式会社河北新 報社	被告が2017年3月8日に住 民に対する説明会を開催するこ とについて、メディアにおいて報 道されたこと。

※なお、各書証中の手書き部分は被告によるものである。

以上

乙第26号証

日本大震災と東京電力福島第一原
故から6年となるのを前に、全国
後の被災者があつた埼玉県飯能市
福島県及葉町からの被災者ら
を運ぶY-バスが開かれた。参加
人が集まり、故郷の仲間との再会
見せた。運営を支援するNPO法人「加奈
あいセンタ」は今も加須市で被
難者を企画した。会場にいる双
出資者らに話を掛けた結果、会場に
いわき市や白河市などからも大勢
けつけられた。参加者は震度をこもれて
がく、思い出話に花を咲かせていて
いたNPO法人が運営する事業に
は多く傾かしい。こういう会場
で感謝していくことを語った。
河市で暮らす鶴林孝男(62)さんは
震災前に勤めていた看護師のお
じて、これまで感謝していくことを語った。
須市の旧県立駒門高校は、現在
駒門駒が駒ヶ丘駅前町が一時、自
由自在で、市内には双葉町からの
1世帯1人で暮らして
る。2世帯1人で暮らして



ヨーロッパ「アリ」
で育て、食料を勝ち取れい

3/9(木)・3/10(金)・3/11(土)

屋根・外壁塗り替えセミナー

広告

3本
に
5本に
なつた
た。



知らぬ間に、云がっていませんか?
トースペーカーがあなたのお悩みにお答えします!



「誰が何より賢い」モチベーションを高めること
で、あなたの人生を豊かにすること
が可能になります。大手
企業からアフターサービスまで、あらゆる業界で
お仕事に活躍できるよう、幅広い知識を学び、
幅広い経験を積んでいます。

あなたが抱いた疑問に、この相談窓口で
あらゆる疑問を解説! すぐお電話ください!

0120-12-9676

【ホームページ】www.lomes-sabica.com

【お問い合わせ】TEL:050-77105-0147

【お問い合わせ】<http://www.sandai-ps.co.jp>

【お問い合わせ】<http://www.yamase.or.jp/guideline/businfo>

全国各地で年間400回
以上の市民講座を開催して
きた一般社団法人市民講座
運営委員会が、このたび、3月
9日(木)に仙台市太白区会
場にて、後悔しない塗り替
え施工のノウハウを一般の
方に分かりやすく専門家
である一般塗装技能士会員
から聞ける市民講座を開催す
る。参加は無料。申込が必要。
事前申込不要

■主催:一般社団法人市民講座運営委員会(〒102-0071 東京都千代田区富士見1-6-1フジタワー5階TEL:03-3222-3633 / FAX:03-3222-3633)

仙台パワーステーション(株)〈石炭火力発電所〉

3月(木)・3/10(金)・3/11(土) ①0:00~12:00 ②14:00~16:00 ■会場:茂庭社 1F(会議室 仙台市太白区茂庭1002番) TEL:022-254-7111(代表)

仙台民説明会開催のお知らせ

仙台パワーステーション(株)は、石炭火力発電所の建設や運営への取組み等についてご説明します。

地元の皆様へ、事業概要や運営方針等についてご説明します。

2017年3月8日(水)

会場: 仙台市宮城野区港3-1-7 TEL:022-254-7111(代表)

開催時間: 18:30~20:00(18:00開場)
問い合わせ先: TEL:050-77105-0147
当社ホームページ: <http://www.sandai-ps.co.jp>

■主催:一般社団法人市民講座運営委員会(〒102-0071 東京都千代田区富士見1-6-1フジタワー5階TEL:03-3222-3633 / FAX:03-3222-3633)

2017年3月5日(日) 河北新報朝刊(31面) 社会面(ウラ瓦のうら)

+ (アフターマーケットのうら)

乙第27号証

022-711-7611
2017.2.21(火)

河北新報「みやざ版」

東北道部	022(211)1127
宮城県	022(224)7947
岩手県	0225(96)6700
福島県	0225(21)1568
宮城県	0229(22)6622
福島県	0226(23)6780
宮城県	0229(22)0253
宮城県	0229(22)0253
宮城県	仙台市東区 明通3丁目 022(373)6000
宮城県	022(373)6015
宮城県	多賀城市 中央3丁目 022(361)5180
宮城県	022(361)5181
宮城県	塙釜市北浜 1丁目 022(367)1331
宮城県	022(367)1507
宮城県	南三陸町 志津川川尻田 0226(47)4733
宮城県	0226(47)4755
宮城県	登米市泊町 佐沼 0220(22)3172
宮城県	0220(22)3440
宮城県	栗原市答瀬 川南南太通 0228(32)5371
宮城県	0228(32)2848
宮城県	栗原市答瀬 栗原3丁目 0228(22)3163
宮城県	0228(22)1879
宮城県	美里町牛頭 清水江 0229(33)2204
宮城県	0229(33)3301
宮城県	加美町北町 0229(69)2115
宮城県	0229(69)3597
宮城県	岩沼市桜 3丁目 0223(22)2215
宮城県	0223(22)2792
宮城県	大河原町新東 0224(52)1173
宮城県	0224(52)1182
宮城県	白石市廣葉東 4丁目 0224(25)2201
宮城県	0224(25)2516
宮城県	角田市内田 中島上 0224(62)1568
宮城県	0224(62)0707
宮城県	亘理町亘城東

石炭火力発電で
来月8日説明会

仙台P.S.
仙台市泉崎区の仙台港
に石炭火力発電所を建設中
(P.S.=東京電力)
体が心配なあなたは説
明会を知りたいとき
か、高崎駅の改札口

みやざ
版

2017.2.21(火)

河北新報「みやざ版」

2017.2.21(火)</